

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高見 医 院	倉吉市宮川町一七六一	昭和六十年五月二十五日

鳥取県告示第六百六十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
溝口歯科診療所	日野郡溝口町溝口六九五十一	昭和五十八年八月十六日

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	昭和六十年六月十二日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	昭和六十年六月一日
高田内科医院	境港市東雲町七	昭和六十年六月八日
斉藤小児科内科医院	気高郡気高町大字勝見六五八 一〇	昭和六十年六月十三日
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四一 四	昭和六十年六月二日
高野歯科医院	米子市東福原字荒神三七三	昭和六十年六月一日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	"
Aコープ東伯薬局	東伯郡東伯町大字徳万五五八 一	"
船木歯科クリニック	米子市西福原一一二	"

尾崎外科医院	鳥取市湖山町字白浜三六八三	"
小西外科医院	米子市福市一七三〇一〇	昭和六十年六月七日
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五一 一五	昭和六十年六月一日
有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	昭和六十年六月十四日
有限会社河本蘇生堂薬局	倉吉市東仲町二六一八	昭和六十年六月二日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五 三	昭和六十年六月一日

鳥取県告示第六百七十一号

倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業黒見地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年六月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）服部地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十三号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）服部地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年四月五日 鳥取県指令受都計第二百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂濱三及び字砂濱四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党三一六

有限会社山陰地所

代表取締役 永見 功

鳥取県告示第六百七十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年六月二十四日から施行する。

昭和六十年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社松江相互銀行の項中

米子駅前支店 米子市東

町

を

米子駅前支店	米子市東町
米子東支店	米子市車尾

に改める。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和60年6月14日

鳥取県収用委員会 会長 山 株 博

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

興道秋里宿下線改築工事

3 収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

土 地	地 積		土地所有者	氏名	住所	氏名	住所
	全筆の地積 (m^2)	収用の手続に係る部分の面積 (m^2)					
所在 地番 地目	全筆の地積 (m^2)	収用の手続に係る部分の面積 (m^2)	氏名	住所	氏名	住所	土地に關して權利を有する関係人
鳥取市 13375 田	925	925.02	三浦泰子	鳥取市幸町155	なし	なし	
宅地見込地							